

船員職業安定法施行規則

1. 案内情報

- 手続名 : 同盟罷業、閉鎖又はけい船の争議行為が行われている船舶で当該争議行為が解決した場合の届出
- 手続根拠 : 船員職業安定法施行規則第25条
- 手続対象者 : 求人者
- 提出時期 : 速やかに
- 提出方法 : 求人者の申し込みをした地方運輸局へ提出してください。
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : 争議行為が解決したことを証明する書類
- 申請様式 : 提出窓口にお問い合わせ下さい。
- 記載要領・記載例 : 提出窓口にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 : 所在地を管轄する地方運輸局
- 受け付け時間 : 9時～17時(地方運輸局によって若干の違いあり)
- 相談窓口 : 船員職業安定所

3. 手続情報

- 審査基準 :
- 標準処理期間 :
- 不服申立方法